

◆特別区設置に伴うコストに関する質問と回答

⇒ 特別区設置に伴うコストの詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

質 問	回 答
<p>Q1) 淀川区と天王寺区は、将来にわたって、現大阪市役所（中之島庁舎）を使い続けるのか。</p>	<p>・大都市制度（特別区設置）協議会で、設置当初のコストを最大限抑制するという考えから、特別区を設置する際の庁舎は既存庁舎を活用し、それでもなお執務室の不足が生じる特別区は、現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を活用するとの方針が決定されました。なお、こうした方針は、各特別区における将来的な庁舎のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではありません。</p>
<p>Q2) 特別区設置にはコストがかかると聞いたが、特別区の運営に問題はないのか。</p>	<p>・特別区設置コストを織り込んだ特別区制度（案）における財政シミュレーションでは、特別区に収支不足は発生しません。          ・設置コストについては、庁舎整備において既存庁舎を活用するなど、できるだけ抑制しています。          ・その内訳は、システム改修経費や庁舎整備経費、移転経費、街区表示変更経費などのインシヤルコストが241億円、システム運用経費などのランニングコストが30億円と試算しており、財政シミュレーションはこれらのコストを織り込んで作成しています。</p>